

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

豊橋農業協同組合 一般事業主行動計画

豊橋農業協同組合では、女性の力が組織全体の活力向上や持続的な経済成長の実現に向けて不可欠であると認識し、経営層のリーダーシップのもと女性が最大限能力を発揮できる環境の整備に積極的に取り組むとともに、職員の能力が最大限に発揮されるよう、常に労働環境の整備を進めていくため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1（女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供）

管理職に占める女性労働者の割合を令和11年3月31日までに10%以上とし、女性労働者の労働意欲向上及びキャリアアップを支援する。

<実施時期・取組内容>

- 令和8年4月～ 管理職登用候補である監督者（係長）への積極的な女性登用を実施し、管理職に占める女性労働者割合増加の土壌を形成する。また、キャリア形成関連研修等の活用により女性のキャリアアップ支援を実施する。

目標2（職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備）

男女の平均勤続年数の差異を令和11年3月31日までに5年以内とする。

<実施時期・取組内容>

- 令和8年4月～ 育児休業制度を安心して活用できる環境整備に努めるとともに、制度の改正等についても周知を図り、最大限の活用を支援する。また、職場と家庭の両立において、男女がともに貢献できる職場風土づくりに努める。あわせて、職場復帰後に短時間勤務選択者が働きやすい環境を整える。

目標 3（次世代育成支援対策推進に関する事項）

令和 10 年度までに男性労働者の育児休業取得率を 50%とする。

<対策>

- 令和 8 年 4 月～ 育児・介護休業法に基づく出生時育児休業制度等について、部署別職員代表者会議等を活用し、定期的に社内周知を図る。

目標 4（次世代育成支援対策推進に関する事項）

令和 10 年度までにフルタイム労働者の一人当たり法定時間外・法定休日労働時間を月平均 8.0 時間とする。

<対策>

- 令和 8 年 4 月～ 適切な労働時間の管理、変形労働時間制度の活用、振替休日取得促進等により、不要な時間外労働の削減に努める。

以 上

1. 女性活躍推進法に基づく情報公表項目

① 男女間賃金差異

区分	男女間賃金差異
全労働者	63.9%
正職員	77.6%
パート・アルバイト	97.4%

- ・対象期間：令和6事業年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）
- ・パート・アルバイトには再雇用者を含み、季節的雇用者を除く。
- ・対象期間中の中途採用・中途退職者を除く。
- ・賃金：通勤手当を除く。

② 女性管理職比率

区分	数値
管理職総数	54名
女性管理職数	2名
女性管理職比率	3.7%

③ 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

- ・採用した労働者に占める女性労働者の割合…53.8%（令和7年度正職員）
- ・労働者に占める女性労働者の割合…40.0%（令和7年度正職員）
- ・係長級にある者に占める女性労働者の割合…27.0%（令和7年度）
- ・役員に占める女性の割合…21.9%（令和7年度）

④ 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

- ・男女の平均勤続勤務年数の差異（令和7年度）

区分	年数
男性	19年2か月
女性	13年11か月
差異	5年3か月

- ・男女別の育児休業取得率（令和7年度）

区分	取得率
男性	20%
女性	100%

- ・労働者の一月当たりの平均残業時間…9.4時間（令和6年度）
- ・有給休暇取得率…11.5日（令和6年度）

2. 次世代育成支援対策推進に基づく情報公表項目

① 直近の事業年度における男性労働者の育児休業等取得率（令和7年度）

項目	数値
対象者	5名
取得者	1名
取得率	20%

② フルタイム労働者の一人当たり各月ごとの法定時間外・法定休日労働時間の状況

年月	一人当たり
令和6年4月	9.6時間
令和6年5月	8.4時間
令和6年6月	9.2時間
令和6年7月	9.5時間
令和6年8月	8.0時間
令和6年9月	7.8時間
令和6年10月	10.5時間
令和6年11月	10.1時間
令和6年12月	11.0時間
令和7年1月	10.6時間
令和7年2月	9.2時間
令和7年3月	8.5時間
平均	9.4時間

以上